

石川県公報

平成 26 年 5 月 15 日 (木曜日)

号 外

(第 49 号)

目 次

規 則	告 示
○石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 1	○石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 (管 財 課) 2
	○政府調達に関する苦情の処理手続要領の一部改正 (同) 2

規 則

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十二号

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年石川県規則第七十九号) の一部を次のように改正する。

第一条中「協定」という。)を「この条において「協定」という。)、二十二年三月三十日シエネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束」に、「協定の」を「国際約束の」に改める。

第三条第三項第三号中「更新手続」の下に、「並びに当該資格に関する文書を入手するための手段」を加える。

第四条中「以外の契約」の下に、「(最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告をその入札期日の前日から起算して二十四日前までに行う旨を明示したものに限り。)」を加える。

第五条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「第七条の」を「第七条第一項の」に、「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、同条第三項中「の規定による通知」を「に規定する事項並びに特例政令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の通知」に改める。

第六条第二号中「入札期日」の下に「又は財務規則第百十一条第一項 (財務規則第百二十五条において準用する場合を含む。)の規定による申請の時期」を加える。

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「事項」の下に「並びに特例政令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる事項」を加え、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

第九条第一号中「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 契約の手続において、財務規則第百二十一条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

告 示

石川県告示第219号

石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年石川県告示第365号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束」に改める。

第2条第3項中「2年とする」を「2年とし、再任を妨げない」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 委員の任期が満了した場合であっても、当該委員は、後任の委員が任命されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員長は、緊急やむを得ない場合を除き、委員会を招集しようとするときは、文書により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1項を加える。

（議事録）

第6条 委員会においては、議事録を作成する。

附 則

この告示は、平成26年5月15日から施行する。

石川県告示第220号

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年石川県告示第366号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）」第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）」に改める。

第2条第1項中「協定」を「協定等」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、この苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。

第2条第3項後段を削り、同条第6項中「有するすべての供給者は」を「持つ供給者であって」に、「通知することにより」を「通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、この参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

第2条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、同項の前に次の2項を加える。

6 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、文書により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。

7 委員会は、苦情の申立てが第1項に規定する期間内に行われなかった場合においても、正当な理由があると認めるときは、当該申立てを受理することができる。

第2条第4項中「7作業日」を「10作業日」に改め、同項第2号中「協定」を「協定等」に改め、同項第3号中「軽微」を「軽微な、」に改め、同条中同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 委員会は、苦情の申立ての書類に不備があると認めるときは、当該申立てを行った者に対し、その補正を求めることができる。なお、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

第3条第1項中「10日」を「12作業日」に改め、同条第4項ただし書を削り、同条第5項中「前項ただし書の場合において」を「前項の通知があったときは」に改め、同条中同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由を付して直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

7 第5項の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

第4条第1項中「第2条第5項」を「第2条第8項」に改め、同条第2項中「参加人（第2条第6項の規定による通知を行った者をいう。以下同じ。）」を「参加者」に改め、同条第3項中「参加人」を「参加者」に改める。

第5条第1項に後段として次のように加える。

なお、申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

第5条中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、同項の前に次の2項を加える。

8 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

9 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

第5条第5項及び第6項を削る。

第5条第4項中「苦情申立人」の次に「、参加者」を加え、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。第5条第3項前段中「苦情申立人」の次に「、参加者」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができるものとし、代理人の権限は、文書をもって証明しなければならない。

第5条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合を除き、説明、主張及び文書の提出等を拒むことができない。

3 委員会は、説明、主張及び文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張及び文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張及び文書等の開示を求めることができない。

第6条第1項第3号及び第2項中「協定」を「協定等」に改め、同条第3項中「協定」を「協定等」に、「調達の」を「当該調達の」に改め、同項に後段として次のように加える。

委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

第6条第5項中「当該調達機関自身」を「関係調達機関自身」に改める。

第7条第2項中「参加人」を「参加者」に改め、同条第3項中「第6条第1項及び第2項」を「第6条第1項」に改める。

本則に次の2条を加える。

(調達に係る文書の保存)

第9条 調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

(適用基準額の邦貨換算額)

第10条 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

附 則

この告示は、平成26年5月15日から施行し、同日以後に申立てのあった苦情の処理について適用する。

